

令和 7 年度 実施設計書

審査 設計者

委託名 令和7年度橋りょう耐震補強単独事業 小規模橋梁耐震補強予備設計業務

路線河川名	委 託 箇 所	浜松市 管内
-------	---------	--------

委託金額

委 託 期 間 令和 8 年 2 月 2 7 日限り

委託概要

歩掛・単価適用年度 令和 7 年 7 月 基本単価 令和 7 年 7 月 地区コード 2 3 1 地区

起 終 点 指 定



測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務等委託					
直接人件費					
---- 業務計画					設計第 1号表 M5008
	式	1			
---- 桁下管理者協議資料作成 河川協議資料					設計第 2号表 M5009
	橋	31			
---- 耐震補強予備設計 桁下管理者協議					設計第 3号表 M5010
	橋	31			
---- 打合せ協議 初回・完了					設計第 4号表 M5011
	式	1			
---- 報告書作成					設計第 5号表 M5012
	式	1			
直接人件費計					
直接経費					

測 量 試 験 費 内 訳 表

区分・工種・種別・細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電子成果品作成費（その他）	式	1			
直接経費計					
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価					
一般管理費等	式	1			
業務価格計					

M 5 0 0 8

業務計画

設計第 1号表

金 円		1 式 当 り			
積 算 項 目	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				#
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
計					

M 5 0 0 9

桁下管理者協議資料作成
河川協議資料

設計第 2号表

金	円	1 橋 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長						#
		人				
主任技師						#
		人				
技師 (A)						#
		人				
技師 (B)						#
		人				
技師 (C)						#
		人				
技術員						#
		人				
計						

M 5 0 1 0

耐震補強予備設計
桁下管理者協議

設計第 3号表

金	円	1 橋 当り				
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長						#
		人				
主任技師						#
		人				
技師 (A)						#
		人				
技師 (B)						#
		人				
技師 (C)						#
		人				
技術員						#
		人				
計						

M5 O 1 1						打合せ協議 初回・完了	設計第 4号表
金	円	1 式 当り					
積 算 項 目		単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
理事・技師長		人					#
主任技師		人					#
技師 (A)		人					#
技師 (B)		人					#
技師 (C)		人					#
技術員		人					#
計							

M 5 0 1 2

報告書作成

設計第 5号表

金 円	1 式 当り				
積 算 項 目	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
理事・技師長	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
計					

共通仕様書の適用について

- 1 本業務に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）』（以下「共通仕様書」という。）とし、その後の改定を含むものとする。（共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載）
- 2 主任技術者又は管理技術者等の資格を証する書類（合格証、資格者証等）の写しまたは、実務経験を証明する経歴書を着手届と同時に提出すること。（共通仕様書第7条参照）
- 3 共通仕様書第1102条及び第1103条に規定する「管理技術者」及び「照査技術者」の資格については、次のとおり取り扱う。

条文中における「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「25年以上の本業務に関する実務経験を有する者」とする。ただし、簡易な設計業務^{注1}においては、特例措置^{注2}を適用する。

注1：設計業務において、業務価格計が3,000千円未満の業務委託とする。ただし、業務価格計が3,000千円未満であっても、発注者が指定する設計業務では、特例措置を適用しない。

注2：「浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（平成26年4月1日制定）」第1102条及び第1103条に規定する管理技術者及び照査技術者の資格について、条文中「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、「学校教育法による大学を卒業したものにあっては10年以上の、高等学校を卒業したものにあっては14年以上の、本業務に関する実務経験を有する者」とする。

【委託業務検討会】特記仕様書

第1条 適用

本業務委託は、【委託業務検討会】の対象とする。

第2条 開催

本業務委託は、【委託業務検討会】を開催する。但し、やむを得ない理由により受注者から非開催の申出をする場合、発注者の合意をもって非開催としても良い。この場合協議書等により「非開催の合意」を記録する。

第3条 目的

受発注者間で生じる様々な協議項目（業務目的、履行期間、不足調査、設計条件、要求性能、実施上の問題点等々）を整理し、業務委託成果の姿絵の認識共有することにより、業務委託～工事を含む事業全体での事務処理を軽減する。

第4条 実施

実施は「業務委託検討会の運用」：令和3年 財務部技術監理課※ を参考とする。実施詳細は、発注者監督員との協議により決定する。

※財務部技術監理課HPを参照すること。

第5条 開催費用

開催準備にかかる費用、開催にかかる費用は、協議打合せに含む。

第6条 協議内容確認シート

受注者は業務委託完了後、遅滞なく「協議内容確認シート（委託）」を記載し、打合せ簿に添付し監督員に提出する。

第7条 その他

不明な点は協議により決定する。

新技術の活用に関する特記仕様書

受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。